

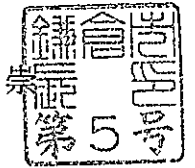
鎌総第1413号

令和8年（2026年）8月25日

鎌倉市議会議長

日向 慎吾 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242・2243）

議会受付番号	文書質問第 11 号
質問者	重黒木優平議員
答弁する者	市長 (総務部財政課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 11 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

- (1) 飲食料品に係る消費税率の引下げに伴い、鎌倉市において想定される財政上その他の影響及び懸念事項について伺う。
- (2) 飲食料品に係る消費税率が 1 % となった場合、地方消費税及び地方消費税交付金をはじめとする鎌倉の歳入への影響について、現時点で想定される減収見込額及びその算定根拠を伺う。
- (3) 国による地方特例交付金等の財源措置を考慮しない場合、令和 9 年度及び減税が予定されている 2 年間で、それぞれどの程度の減収が見込まれるのか伺う。
- (4) 国による財源措置によって減収分が全額補填されない場合、市の一般財源及び今後の予算編成にどのような影響が生じると想定しているのか伺う。

2 質問の理由

政府は令和 8 年 8 月 5 日、令和 9 年 4 月 1 日から 2 年間、飲食料品に係る消費税率を 1 % とする方針を閣議決定した。

飲食料品に係る消費税率の引下げは、物価高騰が続く中、市民の税負担を直接軽減し、手元に残るお金を増やすことにつながるものであり、家計負担の軽減という観点から意義のある施策であると考えます。

一方、鎌倉市を含む神奈川県内の普通交付税不交付団体 8 市町は、令和 8 年 8 月 3 日、食料品に係る消費税の減税に伴う地方消費税及び地方消費税交付金の減収分について、地方交付税による措置ではなく、地方特例交付金等により全額国の責任で確実に補填するよう、総務大臣及び財務大臣に要請している。(鎌倉市ホームページ、ページ番号 44626)

飲食料品に係る消費税率の引下げによる市民の負担軽減を実現しつつ、市民サービスや市政運営に影響を及ぼさないことが重要である。そのため、今回の減税によって鎌倉市にどのような影響が想定され、具体的にどの程度の減収が見込まれるのか、また国による財源措置が十分でない場合に市財政へどのような影響が生じるのかを明らかにするため、本件について確認するものである。

3 答弁

- (1) 飲食料品に係る消費税率が引下げられた場合、本市財政における最大の懸念事項は、歳入の主要な一角を占める地方消費税交付金の減収です。

本市は、国から普通交付税を交付されていない不交付団体であるため、交付団体のように地方消費税の減収分が基準財政収入額の減少として算定され、その分が普通交付税で補填される地方財政制度上の自動補完機能が働きません。

そのため、減収額がそのまま一般財源の純減となり、子育て支援、医療、介護といった社会保障施策の財源が失われるなど、市民サービスに直結する甚大な影響が生じることを危惧しています。

- (2) 飲食料品に係る消費税率が現在の8%から1%へと引き下げられた場合、本市における地方消費税交付金の減収見込額は、年間で約6.5億円から6.7億円にのぼると推計しています。

この算定根拠については、令和8年8月に長崎県及び鳥取県が公表した試算数値を参考に、本市の人口規模を当てはめたものです。市民一人あたりの減収単価を3,800~3,900円とし、本市の人口(17.2万人)を乗じて推計しました。

- (3) (2)の算出のとおりで、2年間で約13~13.4億円の減収を見込んでいます。

- (4) 仮に国による補填が行われない場合、減収分を補うための代替財源の確保が必要となります。

地方消費税交付金は、年金や医療、介護、少子化対策等の社会保障施策の財源であり、これらの事業は市として容易に削減できるものではありません。そのため、法定外の既存事業の抜本的な見直しや、財政調整基金の予定外の取り崩しを余儀なくされるなど、予算編成の枠組み自体を大きく変更せざるを得ないリスクが生じます。

このような不公平が生じないよう、本市を含む神奈川県内8市町として、地方交付税による措置ではなく、不交付団体へも確実に交付される地方特例交付金等による直接・全額補填を国に対し要望しているところです。

以上